

川崎市上下水道局水道水質関連施策推進委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 水道水質に関連する施策を総合的かつ効果的に推進し、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給することを目的に、川崎市上下水道局水道水質関連施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査及び検討を行う。

- （1）残留塩素濃度の適正化等、水質管理の改善に関すること。
- （2）管路・管網、貯水槽水道等における停滞水の対策に関すること。
- （3）生物等による浄水処理障害リスクへの対策に関すること。
- （4）浄水処理設備、水質監視機器等の増補改良のうち、委員会に諮る必要性が高い案件に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、調査及び検討が必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、水道部長をもって充てる。

3 委員は、第1配水工事事務所長、水管理センター所長、長沢浄水場長、給水装置課長、水道管理課長、水道計画課長、施設整備課長、水道整備課長、第2配水工事事務所長、第3配水工事事務所長、水管理センターの施設維持担当の担当課長、水管理センターの水道水質担当の担当課長、水運用センター所長及び浄水課長をもって充てる。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会務を掌理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 委員長は、第2条各号に規定する事項に関し、専門的事項及び実務的事項を調査及び検討させるため、部会を設置する。

2 部会の委員は、給水装置課工務係長、水道管理課の管路・危機管理担当の担当係長、施設整備課の電機・機械担当の担当係長、水道整備課工務係長、第2配水工事事務所工務係長、第3配水工事事務所工務係長、水管理センターの北部担当の担当係長、水管理センターの水質調整担当の担当係長、水運用センター調整係長及び浄水課浄水係長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、部会に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 部会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、水道計画課において処理する。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を、必要に応じて上下水道事業管理者に報告するものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市上下水道局残留塩素濃度低減化推進委員会設置要綱の廃止)

2 川崎市上下水道局残留塩素濃度低減化推進委員会設置要綱（平成 2 2 年 8 月 3 0 日 2 2 川上水計第 5 8 3 号）は、廃止する。